

平成 27 年度

宇美町新庁舎建設基本構想策定業務委託

事業者選定募集要項

宇美町役場 総務課 管財室

1 業務の概要

(1) 業務名

平成 27 年度 宇美町新庁舎建設基本構想策定業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、宇美町役場新庁舎を建設することに際し、建設地の複数選定・比較検討等を含む基本構想を作成し、簡易 VFM の算出と比較検討を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別添「宇美町新庁舎建設基本構想策定業務委託 仕様書」記載のとおり

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

2 予算額

本業務に係る予算額は、9,180,000 円（消費税及び地方消費税 8%込）。

3 事業者の選定方法

公募型プロポーザルによる。

別添「宇美町新庁舎建設基本構想策定業務委託 仕様書」で、参考資料として添付している「基本計画策定・PFI 導入可能性調査」についても、プロポーザル対象として取り扱う。

4 参加資格要件

プロポーザルに応募する者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。

(1) 安定的、かつ、健全な財政能力を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による申し立てをしていない、又はされていない者であること。

(4) 次の者に該当するものでないこと。

ア 代表者及び役員等が暴力団（宇美町暴力団排除条例（平成 22 年宇美町条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員（以下「暴力団員」という。）である、又は暴力団員が経営に事実上参加しているもの

イ 暴力団員を雇用しているもの

ウ 暴力団若しくは暴力団員と密接又は社会的に非難される関係を有して

いるもの

- (5) 参加表明及び企画提案書の提出期限の日において、宇美町から指名停止又は指名回避の措置をなされている者でないこと。
- (6) 国又は地方公共団体が発注する、公共・公用施設建設の基本構想・基本計画策定業務、PFI 導入可能性調査業務及び PFI 事業者選定アドバイザー業務のすべての実績を有する者であること。
- (7) 本業務を履行するに当たり、資格その他許可等が必要なものについて、当該資格等を有する者であること。

5 契約までのスケジュール

日程	内容
平成 27 年 6 月 25 日 (木)	募集要項の公表
平成 27 年 7 月 24 日 (金) 17 時まで	参加表明書の提出期限
平成 27 年 7 月 29 日 (水)	参加資格の有無の通知
平成 27 年 7 月 31 日 (金) 17 時まで	質問書の提出期限
随時	質問に対する回答の公表
平成 27 年 8 月 17 日 (月) 17 時まで	企画提案書の提出期限
平成 27 年 8 月 24 日 (月) 時間未定	ヒアリング
平成 27 年 8 月 26 日 (水)	最優秀企画提案者の選定・発表
平成 27 年 9 月 2 日 (水) 頃	契約締結

6 参加表明の提出

応募者は、次の各号に掲げる内容に従い、参加表明書を提出しなければならない。

(1) 提出期限

平成 27 年 7 月 24 日 (金) 17 時まで

(2) 提出書類

ア 参加表明書 (様式第 1 号)

イ 同種業務の実績を示す書類 (契約書の写し等)

ウ 契約権限を支店等に委任する場合は、委任状 (任意様式)

(3) 提出方法

持参又は郵送 (郵送の場合は、上記提出期限必着のこと)

7 質問及び回答

(1) 質問方法

質問書 (様式第 2 号) に記入の上、次のアドレスに電子メールにより提出すること。その後、電話にて管財室にメールの着信を確認すること。な

お、電話及び来庁による質問には応じないものとする。

メールアドレス：kanzai@town.umi.lg.jp

(2) 受付期間

平成 27 年 6 月 25 日（木）から平成 27 年 7 月 31 日（金）17 時まで

(3) 回答

平成 27 年 8 月 5 日（水）までに、参加表明書を提出した者全員に電子メールにて質問内容及び回答を送信する。

8 企画提案書の提出

企画提案書は、次の各号に掲げる内容に従い提出すること。

(1) 必要書類

※ 頁制限に記載する頁には、添付書類がある場合における当該添付書類の枚数は含まない。

順番	書類の名称	様式	頁制限
1	表紙（企画提案書）	様式第 3 号	A4 版 1 頁
2	業務実施方針書 ※ 本業務の実施方針、業務フロー及び工程計画について簡潔に記載すること。	様式第 4 号	A4 版 ・実施方針（基本構想、基本計画及びPFI導入可能性調査） 合計 9 頁以内 ・業務フロー及び工程計画 各 2 頁以内
3	実施体制予定調書 ※ 配置予定の管理技術者及び担当技術者等を記載すること。 ※ 担当技術者には 1 名以上の一級建築士を配置すること。 ※ 配置予定技術者は、公告の日において 3 月以上の雇用実績を有すること。	様式第 5 号	A4 版 1 頁
4	配置予定技術者の経歴書	様式第 6 号	A4 版 1 頁/1 人

	※ 技術者毎に作成すること。		
5	会社概要書	様式第7号	A4版 1頁
6	同種業務実績調書 ※ 会社全体に係る公共建築の基本構想・基本計画業務、PFI導入可能性調査業務及びPFI事業者選定アドバイザー業務の受注実績について作成すること。	様式第8号	A4版 1頁
7	見積書 ※ 基本構想策定、基本計画策定・PFI導入可能性調査について、それぞれを分離した形式で記載すること。 (基本計画策定・PFI導入可能性調査については、見込み額で構わない) ※ 積算内訳を添付すること	任意様式	

(2) 書類作成方法

- ア 前号の必要書類に示す順番に従いまとめること。
- イ まとめた書類は2穴綴じとすること。
- ウ 様式毎に両面印刷とすること。
- エ 専門知識を有しない者でも理解できるように分かり易い記載に努めること。
- オ 必要に応じ、図表及び写真等により文章を補完すること。

(3) 提出期限

平成27年8月17日(月)17時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、上記提出期限必着のこと)

(5) 提出部数

- ア 紙媒体 10部
- イ PDFデータ CD1枚

9 無効となる提案書

- (1) 本要項に規定する内容、条件等に適合しないもの

- (2) 記載内容に誤りがある、不明瞭又は未記入の部分があるもの
- (3) 記載内容に虚偽があるもの
- (4) 法令等に違反するもの
- (5) 見積書の金額が予算額を超過しているもの

10 審査方法及び選定方法

別添「平成 27 年度 宇美町新庁舎建設基本構想策定業務委託 事業者選定審査要綱」記載のとおりとする。

11 審査結果

審査終了後、最優秀提案者名を宇美町ホームページに公表するほか、応募者のすべてに各当事者の結果を文書にて通知する。

12 契約の締結

契約は、最優秀提案者と平成 27 年 9 月 2 日（水）までに締結する。

13 最優秀提案の取消し

最優秀提案者が本事業の契約を締結するまでの間に、第 9 項各号のほか次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、その決定を取り消し、契約を締結しないものとする。この場合においては、第 2 号の場合を除き、第 2 順位者、第 3 順位者を順次繰り上げて最優秀提案者とすることがある。

- (1) 正当な理由なく、前項の日までに契約を締結しないこと。
- (2) 最優秀提案者が談合その他の不正行為によって決定された者であること。
- (3) 役員及び使用人が暴力団員であること。
- (4) 役員及び使用人が暴力団若しくは暴力団員と密接又は社会的に非難される関係を有していること。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、返還しない。
- (2) 提出書類の著作権等は、応募者に帰属するが、情報公開の請求等があった場合においては、当該応募者の承諾を得た場合に限り、開示するものとする。

15 その他留意事項等

- (1) この応募に要した費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募に際し、保証金は徴収しないものとする。
- (3) 企画提案書等の作成に際し、宇美町に関する資料（宇美町のホームページや窓口等において公表・公開されているものは除く。これらについては、自由に使用等できるものとする。）が必要な場合は、質問書によりその旨を連絡すること。この場合において当該資料を提供すると決定したときは、参加表明書を提出した者全員に当該資料を提供するものとする。なお、当該資料については、宇美町の下承なく公表又は使用等できないものとする。
- (4) 企画提案書は、一応募者につき一提案とする。
- (5) 企画提案書等の提出後は、提出資料の差し替え及び追加等を認めない。
- (6) 契約権限を支店等に委任する場合であっても、書類に記載する内容及び添付書類は、本社（店）及び全ての支店等を対象とするものとする。
- (7) 企画提案書等に記載された予定技術者等は、特段の事情があると町長が認める場合を除き、受託後に変更できないものとする。
- (8) 応募を取り下げる場合は、速やかに文書にて連絡すること。この場合においては、一切の不利な取り扱いをしないものとする。
- (9) 最優秀提案者が契約を締結する際は、当該提案者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付（宇美町契約規則（平成21年宇美町規則第5号）第26条第2項に規定する担保による納付を含む。）しなければならない。ただし、宇美町契約規則第27条に該当するときは、当該契約保証金を免除するものとする。
- (10) この要項に定めのない、又は疑義が生じた事項については、関係法令の他宇美町契約規則の規定に基づき決定するものとする。

16 問い合わせ・提出先

【事務局】

〒811-2192

福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号

宇美町役場 総務課 管財室

Tel : (092)934-2268(直通)

E-mail : kanzai@town.umi.lg.jp